

経営改善支援業務 (405事業とは)

株式会社Total Agent
一般社団法人Total License Group

経営改善支援センターと提携 ※405事業

金融機関への返済条件等を変更し
資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家※の支援を受けて**経営改善計画**を策定する場合、
専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円まで)をセンターが支援する事業です。

※国が認定する士業等専門家

中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関(認定支援機関)のことです。

中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等できるよう、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者であって、国が認定した公的な支援機関です。

経営改善計画策定の目的は、金融支援を取り付けるとともに、
それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すことです。

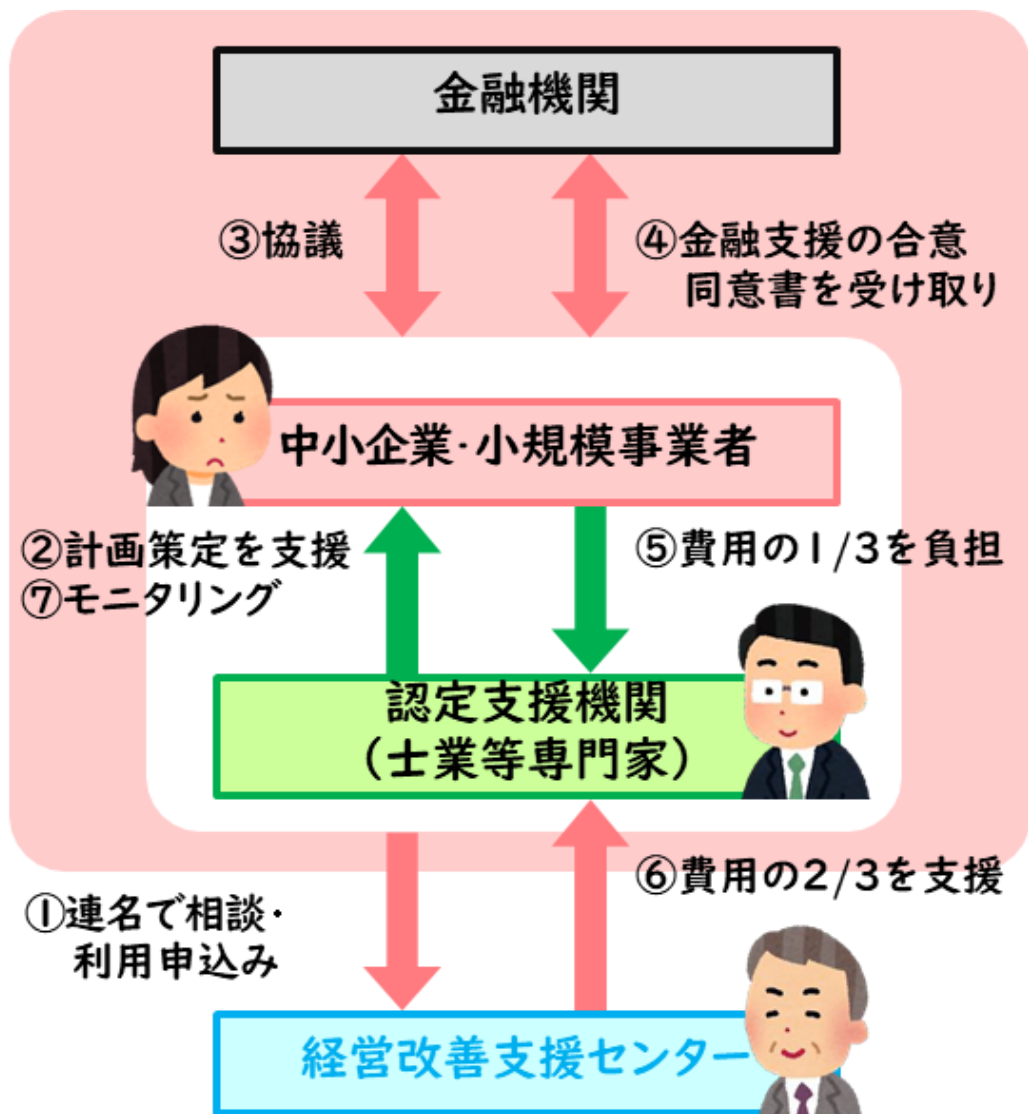
こんな方にご利用をお勧めします。

金融機関への**返済条件等を変更し**資金繰りを安定させる必要があり、

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

病院で診察してもらい**処方を受ける**と考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。

#002 経営改善計画策定支援業務とは②



経営改善計画の活用事例

即席めん類製造業

申込時は、保有している機械が小ロット向きで、大量生産の受注があると作業効率が落ちることに悩んでいました。また、追加の設備投資をしたくても、手元資金に余裕がなく、調達の見込も立ちにくい状況でした。

経営改善計画の主な内容

- ✓ 経営戦略の見直し
- ✓ アクションプランの策定
- ✓ 営業活動内容の社内共有の方策
- ✓ 計数・借入金返済計画

計画策定の効果

- 自社の強み（小ロット生産が可能）を再認識
- オリジナル商品や販促品の製作など、少量生産を希望する先の新規開拓に活路

新規取引先を10社獲得し、売上・利益とも増加。設備稼働率も向上しました。

自社の強み、やるべきことが明確に。従業員ともビジョンを共有でき意欲向上につながっています。

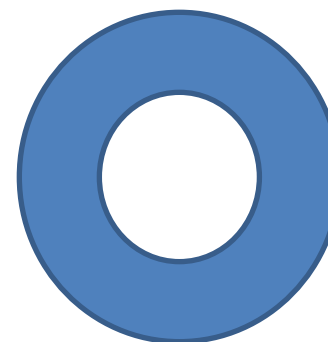
銀行には金融支援（債務の一本化）に応じてもらい、返済負担の軽減につながりました。

経営改善支援センターは、改善から再生まで、経営状況に応じた継ぎ目のない支援を行っています。

#003 支援業務の制度の違い

※こちらの支援業務を行う

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405事業)
計画書の内容	ビジネスモデル俯瞰図	ビジネスモデル俯瞰図
	—	会社概要表
	資金実績・計画表又は資金予定表	資金実績・計画表
	計画損益計算書(PL)	計画財務3表(PL、BS、CF)
	アクションプラン	アクションプラン
	計画期間は1年～5年で任意	計画期間は5年程度
金融支援	必須ではありません	リスクや新規融資など金融支援を伴うもの
同意確認	メイン金融機関へ計画を提出	すべての取引金融機関へ計画を提出
	メイン金融機関から受取書を取得	すべての取引金融機関から同意書を取得
モニタリング	1年後に1回のみ	1～12カ月ごとに3年間



[制度概要①] 対象となる事業者

「経営改善計画策定支援事業(405事業)」の対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす中小企業です。

- ①借入金の返済負担など財務上の問題を抱えている
- ②自ら経営改善計画等を策定することが難しい
- ③経営改善計画の策定支援を受けることで、金融機関からの支援が見込める

また以下の場合には支援の対象外です。

- ①以前、経営改善計画策定支援を利用した事業者
- ②大企業である親会社からの出資割合が100%の事業者
- ③創業後間もない(一事業年度で12か月の決算を経ていない)中小企業・小規模事業者

[制度概要②] 補助額

補助額は、300万円を上限として、経営改善計画策定支援に係る費用(伴走支援費用を含む)の2/3までとなります。

#005 制度概要②

[制度概要③]対象となる費用

補助の対象となるのは、認定支援機関の経営改善計画策定支援に係る費用で、次のようなものです。

- ①計画の策定費用
- ②事業DD費用
- ③財務DD費用
- ④伴走支援費用
- ⑤金融調整サポート費用

[制度概要④]利用申請の必要書類

利用申請の必要書類には「記入書類」と「添付書類」の2種類があり、それぞれ次のとおりです。

記入書類

- ①経営改善支援センター事業利用申請書(別紙1)
- ②申請者の概要(別紙1-1)
- ③自己記入チェックリスト(別紙1-2)
- ④業務別見積明細(別紙1-3)

添付書類

- ⑤履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(原本)・個人事業主の場合は開業届または確定申告書の写し
- ⑥認定支援機関であることを証する認定通知書(写し)
- ⑦認定支援機関ごとの見積書及び単価表(自由書式)
- ⑧申請者の直近3年分の申告書(写し)
- ⑨計画策定支援に係る工程表(ガントチャート)(自由書式)
- ⑩主要金融機関の確認書面(自由書式、原本)

#006 申請から支払決定までの流れ

1. 利用申請

中小企業・小規模事業者

認定支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援を実施する認定支援機関と連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を、中小企業再生支援協議会に新設する経営改善支援センターに提出する。
- 認定支援機関に主要金融機関（メイン行又は準メイン行）が含まれない場合は、経営改善計画策定支援について協力することの確認書面を提出する。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターにおいて申請書の内容を確認する。
【添付書類】 ・中小企業・小規模事業者の概要及び履歴事項全部証明書 ・業務別見積明細書等について確認の上、受付ける。
- 経営改善支援センター事業において費用負担することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定支援機関に通知する。

2. 計画策定支援・合意形成

認定支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画書策定支援を実施する。

3. 支払申請及び支払決定

中小企業・小規模事業者

認定支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、計画について金融機関との合意成立後、認定支援機関と連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出する。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターでは、経営改善計画及び支払申請書の内容を確認する。
【添付書類】 ・業務別請求明細書 ・中小企業・小規模事業者からの支払を示す振込受付書、払込取扱票等
- 経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用（モニタリング費用含む）の3分の2（200万円）を上限として支出する。

4. モニタリング

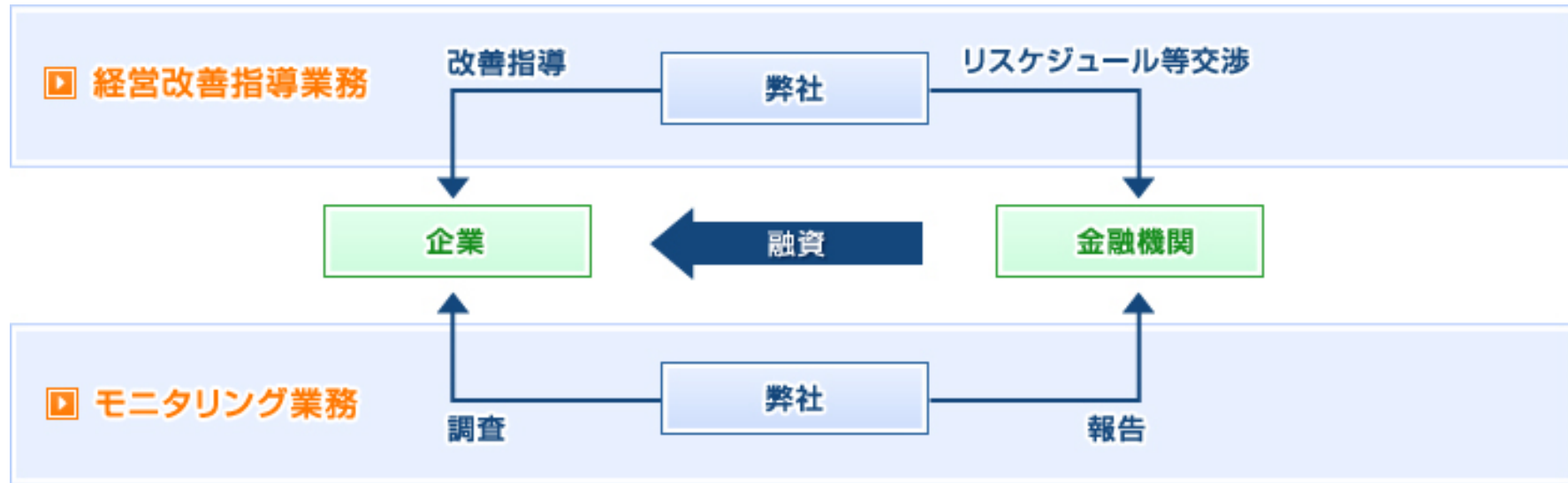
認定支援機関
(主要金融機関・外部専門家等)

- 認定支援機関は、経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出する。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターでは、モニタリング報告書及び支払申請書の内容を確認する。
【添付書類】 ・業務別請求明細書 ・中小企業・小規模事業者からの支払を示す振込受付書、払込取扱票等
- 経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、モニタリング費用の3分の2（200万円）を上限として支出する。

#007 業務のイメージ図



【経営改善計画の内容】 ※経営改善計画の内容は原則として、次の項目を含むものとされる

- ①ビジネスモデル俯瞰図
- ②会社概要表(株主、役員構成、役員等との資金貸借、沿革等)
- ③資金繰実績表
- ④経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期
- ⑤実施計画(アクションプラン)及びモニタリング計画(原則3年程度)
- ⑥資産保全表
- ⑦貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の計数計画(金融支援含む)
- ⑧金融支援(条件変更、融資行為等)の依頼内容
- ⑨その他必要とする書類

#008 契約条件(報酬内容)

	スポット費用	月額固定費用	補助金
経営及び財務DD費用	30万円		
初回経営改善計画策定費用	無料		
伴走支援費用		月額8万円 (年間96万円)	
2年目・3年目の計画策定支援費用		2年間120万円	
合計金額	30万円	216万円	300万円(最大)

※サポート期間**3年間**にて支払う費用は**246万円(税込270万円)**

そのうち**補助金が約180万円支給される**ので、

実質の支払い費用は**90万円(3年間)**となる。

(按分すると1年間30万円 ※**月額負担2.5万円**)

#009 問い合わせ先

会社名 : 株式会社Total Agent

所在地 : 東京都中野区上高田1丁目31 - 6東洋ビル2F

代表取締役 : 金原 隆之(キンバラ タカユキ)

TEL : 03-4221-6982

FAX : 03-6279-1202

Mail : info@total-agent.com

【事業内容】

起業コンサルティング
融資コンサルティング
経営財務コンサルティング
新規事業構築支援
セミナー講師 等

【著書】

起業で成功する人、失敗する人
(フォレスト出版)

【企業HP】

株式会社Total Agent

一般社団法人Total License Group



株式会社Total Agent 代表取締役
一般社団法人Total License Group 代表理事

起業コンサルタント(インキュベーター)として、起業・資金調達のサポートはもちろんフランチャイズの開業支援や新規事業構築支援、会社設立にも精通している。
自身のサポートを受けて起業した企業の数は600社を超える。
また、中小企業の経営財務顧問としても活躍しており、これまでのサポート企業は400社を超え、様々な分野の経営サポート経験を持つ。

<https://www.total-agent.com/>

<https://www.total-license-group.or.jp/>